

第2回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和3年9月28日（火） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公益委員：2人（欠席1人）

労働者側委員：3人

使用者側委員：3人

4 審議事項

(1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について

(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について

事務局より資料に基づき調査結果等について説明をした。

(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- 造船業は自動化困難な高い技能を要する作業が多く、人材を確保し定着させなければならないが、現状は維持が困難である。

また、他産業でも通用する技術のため他産業への流出、賃金格差を原因とした近隣他県の同業への流出を避けるために必要性ありと考えている。

【使用者側の意見要旨】

- 人材確保をするに当たって賃金水準を上げることが一番だと労側が主張しているが、共感している。

前回、必要性ありと述べたが、引上げ額については慎重に審議して決定したいと考えている。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県最低賃金基礎調査結果報告書（令和3年度）
- ・船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金
 - ① 岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
 - ② 船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最賃と県最賃の年度別比較
- ・法人企業景気予測調査（令和3年9月13日）「岡山財務事務所」
- ・岡山県船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）